

各務原市保育の必要性の事由等の運用に関する取扱要綱

(平成20年3月28日決裁)

各務原市保育所入所措置基準取扱要綱(昭和62年11月2日決裁)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)

第1条の5に規定する家庭において必要な保育を受けることが困難である事由(以下「保育の必要性の事由」という。)及び各務原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例施行規則(平成27年規則第11号。以下「規則」という。)第4条の規定による保育料(保育に係るものに限る。)の徴収に関し、その具体的運用について定めるものとする。

(保育の必要性の事由の運用基準)

第2条 保育の必要性の事由の運用基準は、次の表のとおりとする。

| 区分   | 運用基準  |
|--|---|
| 1 1月に64時間以上労働することを常態としていること。                 | 保護者が児童と離れて労働することを常態としていること。   |
| 2 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。                        | 出産予定日の前8週間又は出産の日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間内であること。ただし、多産の場合は、出産予定日の前10週間又は出産の日から起算して10週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間内であること。   |
| 3 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。      | (1) 医師が概ね1月以上の入院又は加療を要すると診断したこと。<br>(2) 療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は身体障害者手帳(4級以上)を所持していること。   |
| 4 同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護し、又は看護していること。 | (1) 身体障害者手帳(1級又は2級)、精神障害者保健福祉手帳(1級又は2級)又は療育手帳(A1又はA2)を所持している同居の親族を1月に64時間以上看護していること。<br>(2) 疾病等(医師が概ね1月以上の加療を要すると診断したものに限る。次号において同じ。)にかかり、又は介護認定を受けている同居の親族を1月に64時間以上看護していること。<br>(3) 疾病等のため病院に通院し、又は特別支援 |

|   |   |
|---|---|
|   | 学校等に通学する同居の親族の付添いを1月に64時間以上行っていること。                                 |
| 5 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。  | 災害により、自宅若しくは親族の居宅又はそれらの近隣地域が被害を受けたため、その復旧に当たることが常態としていること。          |
| 6 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。  | 利用開始の日から起算して50日を経過する日が属する月の末日までの期間内において求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。 |
| 7 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校、専修学校その他これらに準ずる教育施設に在学し、又は職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）若しくは職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）に規定する職業訓練、指導員訓練等を受けていること。 | 1月に64時間以上就学し、又は職業訓練、指導員訓練等を受けることを常態としていること。                         |

2 前項の表に定めるもののほか、市長が明らかに児童の保育の必要性があると認められた場合は、保育の実施をすることができる。

（階層区分の決定における扶養義務者等の範囲）

第3条 規則別表第1の階層区分（以下「階層区分」という。）の決定における扶養義務者等の範囲は、保育児童と同一世帯に属している父母及び父母以外の扶養義務者（家計の主宰者と認定される場合に限る。）とする。

（階層区分の決定における同一世帯の範囲）

第4条 階層区分の決定において同一世帯であるか否かについては、生活の実態を重視し、住民基本台帳及び入所申込書並びに現に収入と支出を共同して生活を営んでいる（現に収入と支出を共同して生活を営んでいると推定できる場合を含む。）一つの単位を基準として判断する。

（家計の主宰者の認定）

第5条 家計の主宰者の認定に当たっては、児童を扶養対象（市町村民税の算定上又は健康保険等における扶養対象をいう。以下同じ。）にしている、その世帯において最多収入額を得ている、又は最多税額を納めている者である等を総合的に勘案し、次に掲げる事項に留意して判断する。この場合において、収入額とは、給与所得者においては給与支払額とし、営業所得者等においては所得金額とする。

(1) 父母と祖父母等との同一世帯における家計の主宰者は、次のとおりとする。

ア 父母の合計収入額が生活保護基準相当額を超える場合は、父母の収入によって生計が成り立っているものとみなし、父母のいずれかを家計の主宰者とする。

イ 父母の合計収入額が生活保護基準相当額以下の場合は、祖父母等のいずれかの最多収入者を家計の主宰者とする。ただし、父母のいずれかに市町村民税の所得割が課税されている場合は、当該者を家計の主宰者とする。

ウ 祖父母等のいずれかが世帯のすべての児童を扶養対象にしている場合は、ア及びイの規定にかかわらず、当該者を家計の主宰者とする。

エ 父母又は祖父母等がそれぞれ児童を扶養対象にしている場合又は父母がすべての児童を扶養対象にしている場合は、父母の合計収入額が祖父母等のいずれかの最多収入者の収入額を上回る場合に限り、イの規定にかかわらず、父母のいずれかを家計の主宰者とする。

(2) 父子又は母子世帯が祖父母等と生計を一にしている場合であって、父又は母の収入額が生活保護基準相当額を超えている場合は、当該父又は母を家計の主宰者とする。

(課税額が不明な場合における階層区分の決定)

第6条 次の各号のいずれかに該当する保護者の収入額又は課税額が不明な場合においては、税額を推定して階層区分の決定を行うものとする。この場合において、市長は、当該保護者に給与の支払明細票等階層区分の決定に必要な資料の提出を求めるものとする。

(1) 外国から帰国したために課税関係が不明確である場合

(2) 世帯主が外国で勤務し、又は事業を行い、日本にいる世帯員に生活費の仕送りをしている場合

(3) 外国籍の者が外国から仕事のため、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の46の国外から転入をした場合

2 税の無申告等の理由により収入額又は課税額が不明な場合は、前項の規定を準用する。ただし、階層区分の決定に必要な資料の提出がない場合は、階層区分は、D8階層に該当するとみなす。

3 前項ただし書の規定にかかわらず、第1項第3号に該当する者については、階層区分は、C1階層に該当するとみなすことができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成31年4月1日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和5年6月13日決裁）

- 1 この要綱は、令和5年8月21日から施行する。
- 2 改正後の第2条第1項の規定は、令和5年10月以後の入所に係る保育の必要性の事由について適用し、同年9月までの入所に係る保育の必要性の事由については、なお従前の例による。